

様式第1号（第8条関係）

橋本市緊急情報配信サービス新規（変更）登録申請書

年 月 日

（あて先）橋本市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

橋本市緊急情報配信サービス実施要綱及び市が別に定める利用規約の内容について承諾の上、同要綱第8条の規定により、次のとおりサービス利用登録を申請します。

登 録 種 別	新規 ・ 変更	※ どちらかを○で囲む
ふ り が な		
氏 名		
住 所	橋本市	
希 望 伝 達 手 段	固定電話 ・ ファックス	※ どちらかを○で囲む
配 信 先 電 話 番 号	0736— —	※ ご自宅の固定電話または ファックスの電話番号
確 認 欄	<input type="checkbox"/> 本サービス以外による緊急情報の取得が困難です。	

- ※ 登録時に試験配信を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 電話による配信は、メッセージの最後に内容を聞き終えたかを確認する操作が必要です。確認操作を行わないと、約3分間隔で合計3回、繰り返し配信されますので、ご注意ください。

様式第2号（第10条関係）

橋本市緊急情報配信サービス登録解除申請書

年 月 日

（あて先）橋本市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

橋本市緊急情報配信サービスへ利用登録をしていましたが、橋本市緊急情報配信サービス実施要綱第10条の規定により、次のとおりサービス利用登録の解除を申請します。

ふ り が な		
氏 名		
住 所	橋本市	
伝 達 手 段	固定電話 ・ ファックス	※ どちらかを○で囲む
配 信 先 電 話 番 号	0736— —	※ ご自宅の固定電話または ファックスの電話番号

橋本市緊急情報配信サービス 利用規約

1 料金

「橋本市緊急情報配信サービス」の登録・情報利用料は無料ですが、ファックス受信に係るインク・紙費用等は利用者の負担となります。

2 登録者情報の保護

登録された電話・ファックス番号は、橋本市個人情報保護条例に従い、厳正に管理し、当サービス以外では使用しません。

3 電話・ファックスの特性

電話及びファックスは、回線の混雑状況や通信設備の性質上、遅延や発信されない場合があります。

4 登録抹消

利用者の電話番号変更により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することがあります。

5 発信時間帯

電話・ファックスは、夜間（深夜）にも発信される場合があります。

6 免責事項

このサービスに関連して利用者が損害を被った場合でも、橋本市は一切の責任を負いかねます。

7 問い合わせ

このサービスは防災に関する情報の電話・ファックス発信のみで、情報の詳細な内容についての問い合わせにはお答えできません。

■橋本市緊急情報配信サービス■

- 気象特別警報 ○国民保護情報 ○土砂災害警戒情報
- 避難情報 ○その他災害時に周知が必要な情報

上記は下記番号から発信されます

0 5 7 0 - 0 9 5 - 9 9 9

聞き終わったら「#」を押してください

電話受信の場合のみ

もう1度聞く場合は

防災行政無線テレホンサービス（確認ダイヤル）

0 1 2 0 - 7 8 - 0 6 2 0（無料）

0 7 3 6 - 3 9 - 0 6 2 0（有料）

橋本市 危機管理室 ☎0736-33-6105